

「家庭ごみコラム」最終回の今回は、一般廃棄物最終処分施設の概要と埋立ごみを出す際の注意点について紹介します。

## ●ごみの行き先(埋立ごみ)

「一般廃棄物最終処分施設」の概要

所在地：増毛町御料 1550 番 1

供用開始：平成 26 年 4 月

直接搬入する場合：月～金曜日(祝祭日を含む)  
9:00～17:00

※ごみを計量するため、午後4時半までに搬入してください。

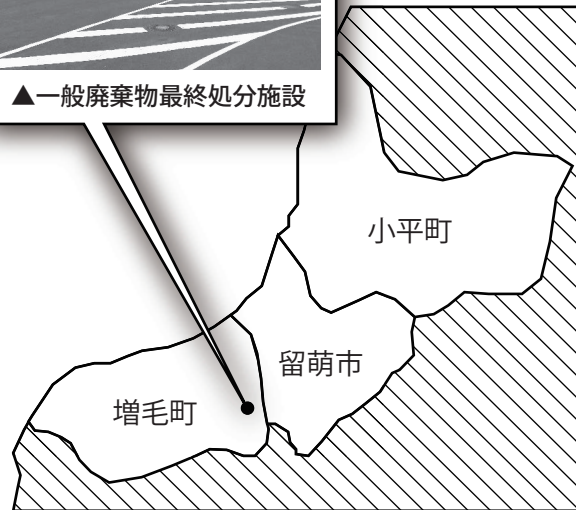
※年末年始(12月31日～1月3日)は休み

## ●受け入れできるごみの種類

- ・可燃系埋立ごみ  
(直接搬入する場合の手数料 160 円/10kg)
- ・不燃系埋立ごみ  
(直接搬入する場合の手数料 160 円/10kg)

### 【埋立廃棄物】

- ・可燃系埋立ごみ
- ・不燃系埋立ごみ
- ・生ごみ処理残渣げんき
- ・資源化残渣



増毛町にある「一般廃棄物最終処分施設」に運ばれたごみは、可燃系と不燃系に分けて埋め立てています。また、資源化施設から出た粗大ごみの破砕物なども埋め立てています。

## ごみを出す際のポイント

### 【ごみの分別にご注意ください！】

バッテリーや電池は、火災の原因となるため、埋立ごみに混入させないでください。

また、使用済みのスプレー缶やカセットコンロ用ガスボンベが、未だに不燃系埋立ごみとして出されています。こちらも、火災の原因となりますので、絶対に不燃系埋立ごみとして出さないようお願いします。

使用済みのスプレー缶やカセットコンロ

用ガスボンベは、穴を開けてから金属類として出してください。

テフロン加工されたフライパンやホーロー鍋(50cm以内のもの)が未だに不燃系埋立ごみとして出されています。こちらも正しくは金属類です。

適切にごみの分別にご協力をお願いします。

「資源ごみ(プラ製容器や紙製容器など)」を可燃系埋立ごみとして出していないですか？資源にできるものは、資源ごみとして出しましょう。資源ごみとして出すことで、最終処分場を長く使用することができます。

問 市・環境保全課

☎ 42-1806

問 留萌南部衛生組合

☎ 43-2555/43-2588